

改正相続法の施行で改めて注目される遺言・相続

宮本 佐知子

■ 要 約 ■

1. 近年のわが国における高齢化の進展や、家族の在り方に関する国民意識等の変化に鑑み、2018年に民法の相続関係部分（相続法）が約40年ぶりに改正された。これにより、遺言制度に関する見直しが行われ、2019年1月13日から自筆証書遺言の財産目録の形式が緩和され、2020年7月10日から自筆証書遺言の保管制度が創設・開始された。今回の遺言制度に関する見直しにより、法的効力が認められる自筆の遺言書を作成・利用しやすくする仕組みが整えられたことから、本稿ではまず、遺言についてその種類と概要を示し、次に、自筆証書遺言について新たに創設された保管制度とともにその概要を紹介する。
2. 遺言の作成状況を見る限り、遺言の利用は未だに低調と言える。しかし、遺産相続では、法定相続分よりも、遺言による相続分が優先される。遺言によって被相続人の意思が明確にされていれば、相続争いを防ぐことも、相続そのものをスムーズに進めることもできる。遺言は自分が取り組みやすい方法で作成しておくことが望ましいだろう。
3. 最後に、2020年夏に公表された2018年の相続税統計を基に、相続税課税の現状を概観する。被相続人数のうち相続税額のある被相続人数の割合は8.5%となり、現行課税方式の下では過去最高となった。相続税額のある被相続人数は「課税価格階級1億円以下」が6割を占めることから、相続税にあらかじめ備えておくべき人は超富裕層だけでなくマス富裕層にも広がっていることを意味している。
4. 世論調査によると、自分の財産を使い切りたいと答えた人の割合は60歳代以上で2割にとどまり、大半の人は何らかの形で自分の財産の残し方を考えている。そのため、家計の資産計画の中では、財産の残し方や相続税問題については現実的な話として考えておくべきであり、その考えを遺言書として作成する人も今後は増えて行く可能性があるだろう。

野村資本市場研究所 関連論文等

・宮本佐知子「相続制度をめぐる新たな動きー相続税改正2年目の影響と40年ぶりの改正が決まった相続法ー」『野村資本市場クォーターリー』2018年夏号。

I はじめに

近年のわが国における高齢化の進展や、家族の在り方に関する国民意識等の変化に鑑み、2018年に民法の相続関係部分（相続法）が約40年ぶりに改正された¹。これにより、遺言制度に関する見直しが行われ、2019年1月13日から自筆証書遺言の財産目録の形式が緩和され²、2020年7月10日から自筆証書遺言の保管制度が創設・開始された³。今回の遺言制度に関する見直しにより、法的効力が認められる自筆の遺言書を作成・利用しやすくする仕組みが整えられたことから、本稿ではまず、遺言についてその種類と概要を示し、次に、自筆証書遺言について新たに創設された保管制度とともにその概要を紹介する。最後に、今夏公表された2018年の相続税統計を基に、相続税課税の現状を概観する。

II 遺言書の種類

1. 遺言とは

遺言は、遺言者が生きている間に、自分の死後の財産処分に関する意向を明確にするための手段であり、民法で定められた一定の様式を備えた文書を作成しておいた場合にのみ法的な効力を備えさせることができる。遺言は、原則として満15歳以上であれば、作成することができる。法律上、効力を有する遺言事項は、大きく分けて次の3つである。

- ① 身分に関する事項
婚外子の認知や未成年者の後見人の指定、後見監督人の指定など。
- ② 財産の処分に関する事項
遺贈や寄付、信託の設定など。
- ③ 相続に関する事項
相続分の指定や遺産分割方法の指定、遺言執行者の指定、推定相続人の廃除など。

2. 遺言書の種類

遺言書の一般的な作成方法は3種類ある。すべて自分で作成する「自筆証書遺言」と、公正証書として作成する「公正証書遺言」、内容を秘密にしたまま遺言書の存在のみを証

¹ 概要については、宮本佐知子「相続制度をめぐる新たな動きー相続税改正2年目の影響と40年ぶりの改正が決まった相続法ー」『野村資本市場クォーターリー』2018年夏号参照。

² 「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成30年法律第72号）。平成30年7月6日成立、同月13日公布、平成31年1月13日施行。

³ 「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号）。平成30年7月6日成立、同月13日公布、令和2年7月10日施行。

明する「秘密証書遺言」である⁴。実際によく利用されているのは、自筆証書遺言と公正証書遺言である。

自筆証書遺言は、いつでもどこでも自分ひとりで作成できる遺言であり、全文（財産目録を除く）・日付・氏名を手書きし、これに押印することで作成されるため、作成に際しては自書能力が必要とされている。判読不能な部分は無効となる。また、家庭裁判所による検認が必要となる⁵。自筆証書遺言の作成費用はかからない。

公正証書遺言は、公証人に作成してもらう遺言のことであり、遺言者が証人2人の立会いの下で口述した内容を、公証人が筆記し、遺言者と証人が承認したうえで、全員が署名・押印することで作成される。公正証書遺言は公証人が作成するため要式の不備を指摘され無効となるリスクはなく、公証役場に無料で保管される。家庭裁判所による検認は不要である。公正証書遺言は作成手数料が法によって決められており、遺産の金額や、相続人や受遺者の人数に応じて異なる。

法的な要件を備えていれば、自筆証書遺言と公正証書遺言に優劣はなく、新しい日付のものが優先される。一般論としては、財産構成や相続人が明確であれば、自筆証書遺言を作成することはさほど難しくなく、有力な選択肢になるだろう。一方、自宅以外に不動産を保有していたり、相続人の関係が複雑である場合には、公正証書遺言の方が安全な選択肢になるだろう。

また、信託銀行では、遺言書作成のアドバイスから公正証書遺言の作成、遺言書の保管、遺言執行者として遺言の執行など、遺言から相続までの一連に関する業務を請け負っている。信託銀行によって内容に違いはあるが、「遺言信託」という名称で取り扱われていることが多い。費用も異なり、遺言作成時（契約時）には信託銀行の手数料と公正証書遺言作成の手数料がかかるほか、遺言執行までの遺言書の保管料が必要になる（これらを無料としているところもある）。さらに遺言執行時には基本報酬額に加えて財産額に応じた比例報酬がかかる。

ここまで述べてきた、遺言書の一般的な作成方法である自筆証書遺言と公正証書遺言についてまとめると、図表1のようになる。次章では、自筆証書遺言について新たに創設された保管制度とともにその概要を紹介する。

⁴ これらは普通方式による遺言である。遺言にはこの他に特別方式による遺言があり、死期が迫った者が遺言をしたいが普通方式によっていたのでは間に合わないといったケースで認められる遺言である。具体的には、一般危急時遺言、難船危急時遺言、一般隔離地遺言（伝染病隔離地遺言）、船舶隔離地遺言がある。

⁵ 検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続である。遺言書（公正証書遺言を除く）の保管者またはこれを発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して検認を請求しなければならない。

図表 1 自筆証書遺言と公正証書遺言

	自筆証書遺言		公正証書遺言
		新設(保管制度を利用)	
作成者	本人	本人	公証人
作成場所	自由	自由	公証役場
作成方法	本人が自筆(注)	本人が自筆(注)	公証人が口述筆記
書式の確認	本人	法務局の遺言書保管官	公証人
内容	本人	本人	公証人に相談可
証人	不要	不要	2人以上
保管者	本人	法務局	公証役場
家裁の検認	必要	不要	不要
費用	なし	3,900円	数万円～十数万円程度

(注) 財産目録はパソコンなどで作成可。

(出所) 法務省資料より野村資本市場研究所作成

Ⅲ 使いやすくなった自筆証書遺言

1. 自筆証書遺言とは

自筆証書遺言とは、すべて自分で作成する遺言のことである。自筆証書遺言は自分ひとりで書くことができ手数料もかからないため、手軽に作成できる。また、遺言作成にあたり証人は不要のため、遺言の内容を亡くなるまで秘密にすることができる。

自筆証書遺言が効力を持つためには、遺言者が、遺言書の全文、日付及び氏名を自ら書いて、これに印を押さなければならないと定められている⁶。ただし、2018年に民法が改正され自筆証書遺言の方式が緩和されたため、自筆証書によって遺言をする場合でも、例外的に、自筆証書に相続財産の全部又は一部の目録（以下、財産目録）を添付するときは、その目録については自書しなくてもよいことになった⁷。そのため、遺言書本文は自書が必要だが、財産目録についてはパソコン等で作成した目録を添付したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付したりすることもできるようになった。ただし、自書によらない財産目録を添付する場合には、遺言者は、その財産目録の各頁に署名押印をしなければならない。自書によらない記載が両面にある場合には、両面のそれぞれに署名押印をしなければならない。

また、自筆証書（財産目録を含む）の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して署名し、かつ、その変更の場所に押印しなければならない⁸。

2. 自筆証書遺言書保管制度の創設

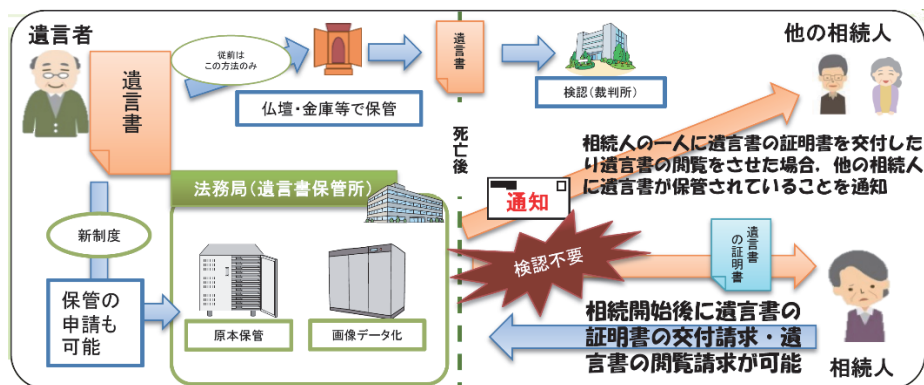
このような自筆証書遺言に係る遺言書は、自宅で保管されることが多い。しかし、遺言書が紛失・亡失するおそれがあり、また、相続人により遺言書が廃棄、隠匿、改ざんされ

⁶ 民法第968条第1項。

⁷ 民法第968条第2項。

⁸ 民法第968条第3項。

図表 2 自筆証書遺言書保管制度の概要



(出所) 法務省「法務局における自筆証書遺言書保管制度について 01：制度概要」掲載図

るおそれもある。そこで、この対応策として、法務局で遺言書を保管する制度が創設された（図表 2）。

この制度により、遺言書の紛失や隠匿等が防止され、遺言書の存在の把握が容易になるため、遺言者の最終意思の実現と、相続手続きの円滑化が期待できる。また、法務局で保管する利点としては、全国一律のサービスを提供できること、プライバシーを確保できること、相続登記の促進につなげることが可能であることが挙げられる。ただし、自筆証書遺言書保管制度は、自筆証書遺言に係る遺言書について、法務局に保管をするという選択肢を増やすものであり、従来どおり自宅等で保管することも可能である。

3. 自筆証書遺言書保管制度の手続き

自筆証書遺言書保管制度の手続きについて、以下では、遺言者の手続き、相続人の手続き、そして制度の特徴である通知の仕組みについて、順に紹介する。

1) 遺言者の手続き

遺言者はまず、遺言の全文を自筆で書いて（財産目録の別紙を除く）、作成年月日を記し、氏名を書いて押印し、自筆証書遺言に係る遺言書を作成する。保管の申請をする法務局（遺言書保管所）を決めて申請書を作成のうえ、保管の申請の予約をとり、予約した日時に、遺言書など必要書類を封をしない状態で遺言書保管所へ持参し、法務局の担当官（遺言書保管官）に遺言が法律で定める様式を満たすかを外形的に確認してもらい、遺言書を預ける⁹。

同制度で保管の対象となる自筆遺言書を作成する場合、形式面での注意事項及び様式例は、法務省のウェブサイトで確認することができる¹⁰。

保管の申請ができる遺言保管所は、遺言者の住所地、本籍地または所有する不動産

⁹ ただし、遺言書保管所においては、遺言の内容についての審査はしない。

¹⁰ 法務省「自筆証書遺言書保管制度のご案内」P5-6 参照。

図表3 自筆遺言書保管制度の手数料

申請・請求の種別	申請・請求者	手数料
遺言書の保管の申請	遺言者	1通につき, 3,900円
遺言書の閲覧の請求(モニター)	遺言者・関係相続人等	1回につき, 1,400円
遺言書の閲覧の請求(原本)	遺言者・関係相続人等	1回につき, 1,700円
遺言書情報証明書の交付請求	関係相続人等	1通につき, 1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	関係相続人等	1通につき, 800円

(注) 1. 遺言書の保管の申請の撤回及び変更の届出には手数料はかからない。
2. 手数料は収入印紙を手数料納付用紙に貼って納める。

(出所) 法務省「自筆証書遺言書保管制度のご案内」P13

の所在地を管轄する遺言書保管所であり、遺言者本人が赴き、(運転免許証などで)本人確認をしてもらう必要がある。手続き終了後、遺言者の氏名、出生年月日、遺言保管所の名称及び保管番号が記載された保管証が、遺言者に渡される。

遺言書は、遺言書保管所で画像データ化され、原本は保管される。遺言書を預けた後、遺言者がその遺言書の内容を確認したい場合は、遺言書の閲覧の請求をすることで、遺言書保管所で保管されている遺言書の内容を確認することができる。閲覧の方法は、モニターによる遺言書の画像等の閲覧、又は、遺言書の原本の閲覧となる。もしも、遺言者の氏名、住所等に変更が生じたときは、遺言者は遺言書保管官にその旨を届け出る必要がある。また、遺言者は遺言書の保管の申請を撤回し、遺言書を返してもらうことができる。撤回した後も、遺言書の保管を再申請することもできる。

なお、自筆証書遺言書保管制度の手続きに必要な手数料は、総じて抑えられたものになっている(図表3)。

2) 相続人の手続き

遺言者の死亡後、相続人等¹¹は、全国のどの遺言書保管所でも、その遺言者の遺言が預けられているかを確認したり、保管されている遺言書の内容の証明書を取得することができる。遺言者の遺言が預けられているかを確認するためには「遺言書保管事実証明書」の交付を、保管されている遺言書の内容の証明書を取得するためには「遺言書情報証明書」の交付を、それぞれ請求することになる。

「遺言書情報証明書」は、登記や各種手続きに利用することができ、家庭裁判所の検認は不要である。これまで自筆証書遺言は、家庭裁判所で検認の手続きを取る必要があったが、法務局で保管されている場合には、偽造や変造等のリスクがないため、検認の手続きは不要になる。

¹¹ 相続人、受遺者、遺言執行者等。左記の親権者や成年後見人等の法定代理人。

また、遺言者の死亡後、相続人等は、遺言書保管所で保管されている遺言書を見ることもできる。閲覧方法は、モニターによる画像等の閲覧、または、遺言書の原本の閲覧となる¹²。

3) 通知の仕組み

自筆証書遺言書保管制度では、遺言者の死亡後、遺言書保管所から相続人等に対して、遺言書が遺言書保管所に保管されていることを通知する仕組みが設けられている。通知には、「関係遺言書保管通知」と「死亡時の通知」の2種類がある。

「関係遺言書保管通知」とは、遺言書保管所に保管されている遺言書について、遺言者の死亡後、相続人等がその遺言書を閲覧したり、遺言書情報証明書の交付を受けたときに、遺言書保管官が、その他の相続人等に対して、遺言書を保管している旨を通知するものである。ただし、相続人等のうちのいずれかが、閲覧等をしなければ、仮に相続が開始した（遺言者が死亡した）としても、この通知は実施されない。

「死亡時の通知」とは、遺言書保管官が遺言者の死亡の事実を確認した場合には、あらかじめ遺言者が指定した者¹³に対して、遺言書が保管されている旨を通知するものである。これは希望する遺言者のみについて実施され、2021年度以降頃から本格的に運用を開始することとされている。なお、法務省がこの通知の仕組みについてウェブサイトで公表したのは、自筆証書遺言書保管制度が開始される2日前であり、直前まで検討が重ねられていたことがうかがわれる。

IV 遺言の作成と相続をめぐる紛争の現状

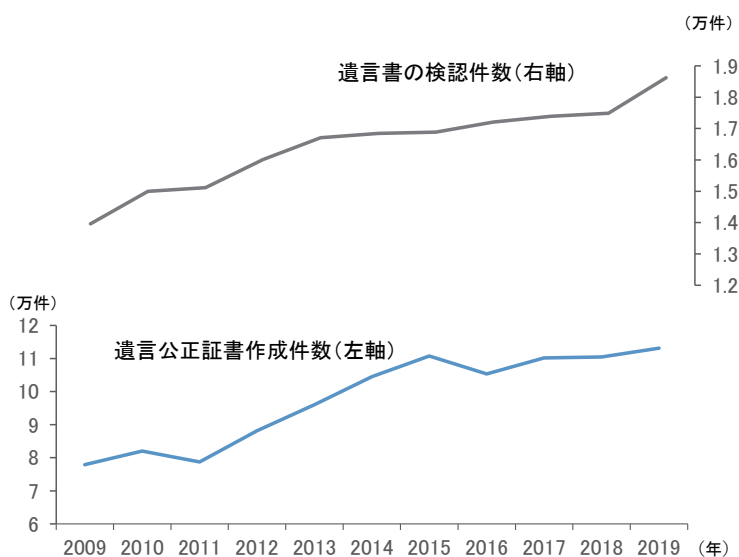
1. 遺言の作成状況

遺言の作成状況を見ると、公正証書遺言の作成件数は2019年には11万3,137件となり、過去最高となった（図表4）。一方、自筆証書遺言や秘密証書遺言の作成件数については統計が存在しないが、これらの遺言については家庭裁判所において検認を受けなければならないとされており、その家庭裁判所の検認件数は2019年には1万8,625件となっている。公正証書遺言件数と家庭裁判所の遺言検認件数はいずれも年々増加しているため、遺言の作成者は増加傾向にあると考えられるが、両方の件数を合計しても年間死亡者数（2019年は138万1,098人）の10%に満たない。そのため、遺言の利用は未だに低調と言える。

¹² ただし、遺言書の原本は、家族（相続人）であっても返却を受けることはできない。

¹³ 遺言者の推定相続人並びに遺言書に記載された受遺者等及び遺言執行者等から1名を指定する。

図表 4 遺言の作成件数の推移



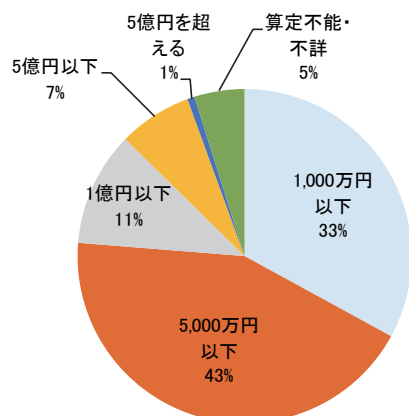
(出所) 最高裁判所統計、日本公証人連合会資料より野村資本市場研究所作成

2. 遺言は相続をめぐる紛争防止に有用な手段

遺言は、財産を自分の希望通りに託し、相続をめぐる紛争を防止するためにも有用な手段である。

財産の多寡にかかわらず、相続時の遺産分割をめぐるトラブルは少なくない。直近の2018年統計によると、1年間に家庭裁判所に持ち込まれた遺産分割の事件数は13,040件あり、このうち認容・調停成立件数（「分割をしない」を除く）は7,507件である。遺産の価額別では、遺産総額が5,000万円以下のケースが全体の76%を占めており、1,000万円以下も33%を占めている（図表5）。遺産の内容別では、「土地・建物・現金等」が2,463件と最も多く全体の33%を占めており、上位5項目では6,267件と全体の83%を占める（図表6）。

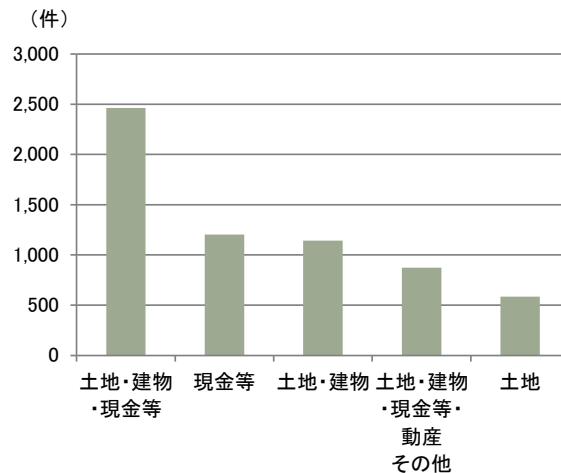
図表 5 遺産の価額別の遺産分割事件数



(注) 遺産分割事件（認容・調停成立）件数のうち、遺産の価額別内訳を示した。

(出所) 最高裁判所統計（平成30年度）より野村資本市場研究所作成

図表 6 遺産の内容別の遺産分割事件数（上位 5 項目）



(注) 1. 遺産分割事件（認容・調停成立）件数のうち、遺産内容別に件数が多い上位 5 項目を示した。
 2. 「現金等」とは、現金、預金及び有価証券等であり、遺産を換価した場合も含む。
 (出所) 最高裁判所統計（平成 30 年度）より野村資本市場研究所作成

遺産相続では、「法定相続分」よりも、「遺言による相続分」が優先されるという原則がある。遺言によって、被相続人の意思が明確にされていれば、相続争いを防ぐことも、相続そのものをスムーズに進めることもできる。また、遺言によって相続権のない人に財産を譲ることもできる。そのため、遺言は自分が取り組みやすい方法で作成しておくことが望ましいだろう。

V 相続税課税の現状

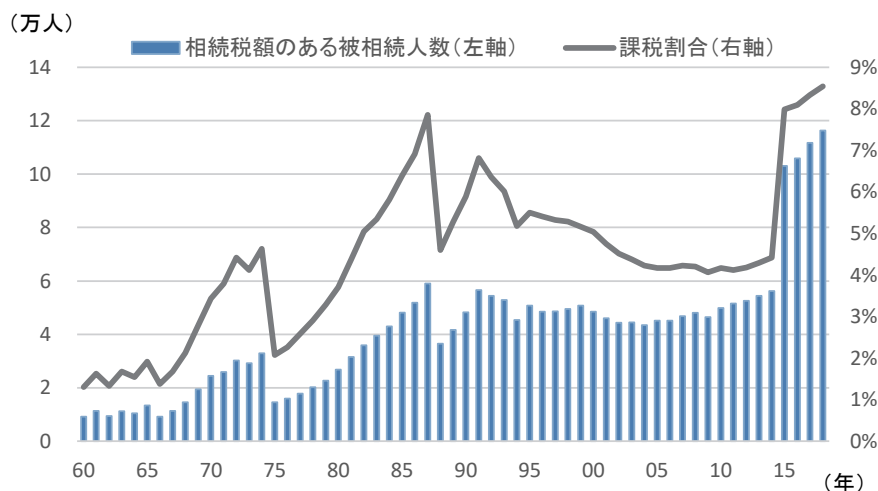
最後に、2020 年夏に国税庁から公表された 2018 年の相続税統計を基に、相続税課税の現状について概観したい。

1. 課税割合が過去最高に

2018 年中の被相続人数は 136 万 2,470 人であり、前年から 1.6%増加した。このうち、相続税額のある被相続人数は 11 万 6,341 人であり、前年から 4.1%増加した（図表 7）。被相続人数のうち相続税額のある被相続人数の割合（課税割合）は 8.5%であり、前年から 0.2%ポイント上昇した。これは、現行課税方式の下では、過去最高である。

また、相続税では、配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例などを適用すると、税額がゼロになることもあるが、これらの優遇措置を利用するためには、申告書の提出が必要になる。2018 年は、特例などを適用して相続税額のない申告となった被相続人数は 3 万 3,140 人であり、前年から 3.1%増加した。

図表 7 相続税額のある被相続人数と課税割合の推移

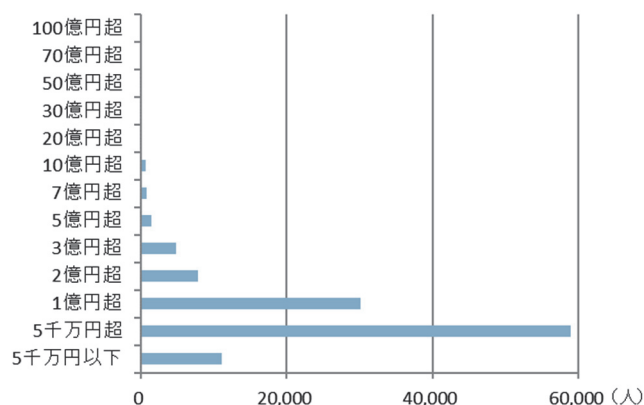


(出所) 国税庁統計、厚生労働省統計より野村資本市場研究所作成

2. 課税価格は前年比 4.3%増、課税価格階級 1 億円以下の被相続人数が 6 割

2018 年の課税価格は 16 兆 2,640 億円であり、前年から 4.3%増加した¹⁴。被相続人一人当たりの平均課税価格は 1 億 3,980 万円であるが、課税価格階級別に被相続人数の分布を見ると、課税価格階級「5,000 万円超 1 億円以下」の人数が最も多く、全体の 51%を占める (図表 8)。また、課税価格階級「5,000 万円以下」は全体の 10%を占めるため、同「1 億円以下」の人数は全体の 61%を占めることになる。

図表 8 相続税額のある被相続人数の課税価格階級別分布



(出所) 国税庁統計 (平成 30 年度) より野村資本市場研究所作成

¹⁴ 課税価格は、取得財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前 3 年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

3. 相続人数は前年比 3.6%増、納付税額は同 4.8%増

2018 年の相続税の納税者である相続人数は 25 万 8,236 人であり、前年から 3.6%増加した。また、2018 年の納付税額は 2 兆 1,104 億円であり、前年から 4.8%増加した。相続税収が 2018 年度一般会計税収に占める割合は、3.9%である。

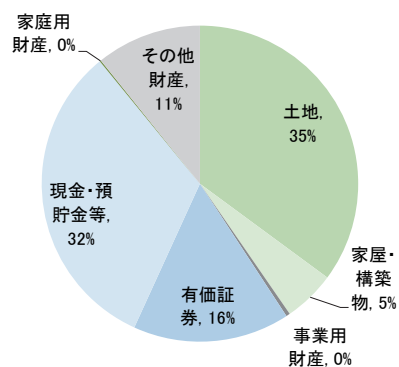
4. 相続財産のうち現金・預貯金等の増加が続く

2018 年の相続財産を種類別に見ると、金額が多い財産は順に「土地」（35%）、「現金・預貯金等」（32%）、「有価証券」（16%）である（図表 9）。前年から比べると、「土地」は減少したが、「現金・預貯金等」と「有価証券」は増加しており、両方を合わせた金融資産が取得財産合計に占める割合は 48%になった。また、「有価証券」の内訳を見ると、「公債及び社債」が減少した一方、「特定同族会社の株式及び出資」、「特定同族会社以外の株式及び出資」、「投資・貸付信託受益証券」は、それぞれ増加した。

ただし、これらの相続財産を、被相続人の誰もが一律に保有しているわけではない。相続財産の種類別に保有率を見ると、被相続人の保有率の高い財産は順に、「現金・預貯金等」（100%）、「土地」（89%）、「家屋・構築物」（85%）となり、現金・預貯金等と土地や家屋は、大半の人が保有している（図表 10）。「有価証券」は 69%の被相続人が保有しており、その詳細は保有率の高い順に、「特定同族会社以外の株式及び出資」（55%）、「投資・貸付信託受益証券」（31%）、「特定同族会社の株式及び出資」（11%）、「公債及び社債」（11%）である。

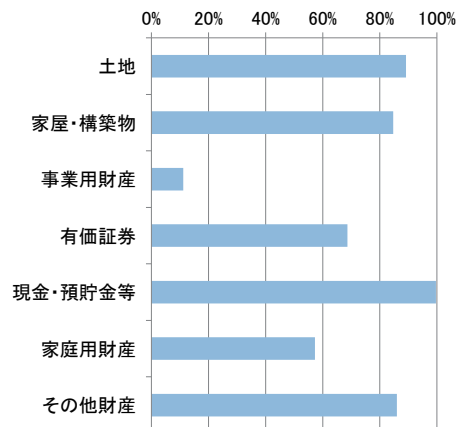
このように、相続財産を種類別に見ると、納税額のある被相続人でも人によって保有財産の内訳は異なる¹⁵。ただし近年は、「現金・預貯金等」の金額も保有率も特に多くなっ

図表 9 相続財産の種類別内訳（金額）



（出所）国税庁統計（平成 30 年度）より
野村資本市場研究所作成

図表 10 相続財産の種類別内訳（保有率）



（出所）国税庁統計（平成 30 年度）より
野村資本市場研究所作成

¹⁵ なお、債務については、金額は取得財産合計の 7%に相当し、被相続人の保有率は 89%である。

ており、相続人が相続税の納付資金に窮するケースは以前に比べて少なくなっていると考えられる。相続税は、金銭での納付が困難な場合、納税者の申請により一定の相続財産による物納が認められているが、物納申請件数は近年、減少傾向にある。

VI 終わりに

世論調査によると、遺産として財産を残すことを考えている人は多い。例えば、金融広報中央委員会が実施した調査によると、「あなたのご家庭では、将来、遺産をどのようにしたいと思いますか」との問いに対し、「財産を使い切りたい」と答えた人の割合は、60歳代及び70歳以上でも2割にとどまる。大半の人は、むしろ、何らかの形で自分の財産を残すことを考えている。

自分の財産をどのように使うのかは、生きている間は、個人の自由な判断に原則として委ねられている。しかし、死後には自分の考えを示すことはできないため、財産の処分について考えがあるならば、それを生前から示しておくことが必要になる。遺言書はそれを明確にするための手段だが、現状では、遺言作成件数は未だに低調にとどまっている。

しかし、本稿で紹介したとおり、相続法の改正により、自筆証書遺言を作成・利用しやすくする仕組みが整えられた。また、相続税の課税割合は過去最高となり、相続税額のある被相続人数は「課税価格1億円以下」が6割を占めることから、相続税にあらかじめ備えておくべき人は超富裕層だけでなくマス富裕層にも広がっていることを意味している。

そのため、家計の資産計画の中では、財産の残し方や相続税問題については現実的な話として考えておくべきであり、その考えを遺言書として作成する人も今後は増えて行く可能性があるだろう。